

# 金融庁資料

平成28年2月2日

## 枠組み

- 機関投資家が、各自の置かれた状況に応じて、対応できるような枠組みを設定(この点は英国コードと同じ)。
  - ー 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。  
ただし、金融庁でコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表(3ヶ月毎に更新)する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
    - ・ 2015年11月末時点で、コードの受入れを表明した機関投資家数は計201。
  - ー 機関投資家が取るべき行動について、詳細に規定するのではなく、プリンシプルベース・アプローチ(原則主義)を採用。自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断するとの意義。
  - ー 法令のように一律に義務を課するのではなく、機関投資家に対して、個別の原則ごとに、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法(コンプライ・オア・エクスプレイン)を採用。

## 概要

機関投資家は、

1. 「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき(議案の主な種類ごとに整理・集計して公表)。
6. 顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うべき。

# 「日本版スチュワードシップ・コード」と「英国スチュワードシップ・コード」の対比

日本版スチュワードシップ・コード		英国スチュワードシップ・コード	
原則1	「基本方針の策定と公表」		原則1
原則2	「利益相反の適切な管理」		原則2
原則3	「投資先企業の状況の的確な把握」 <sup>(※1)</sup>		原則3
原則4	「建設的な対話を通じた 認識の共有と問題の改善」	「投資先企業に対する 働きかけのエスカレーション」	原則4
原則5	「議決権行使方針の公表と行使結果の公表」 <sup>(※1)</sup>		原則6
原則6	「顧客・受益者に対する報告」		原則7
原則7	「投資先企業に関する深い理解 に基づく対話と判断」 <sup>(※1)</sup> (日本独自原則)	—	
	— <sup>(※2)</sup>	「他の投資家と共働しての要求等」	原則5

※1 「日本版コード」は、原則3、5、7において、「企業の持続的成長」を促すことが重要である旨を強調。

※2 日本版では、原則7の指針の一部として、投資先企業との対話等をより適切なものにする一助として、「他の投資家との意見交換」を行うことについて記載。